

## 令和8年度等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（令和8年4月1日現在）における、等級等ごとの職員数を公表します。なお、単純労務職員については、この規定は適用されませんが、参考として同様に公表します。

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	主事、技師、保健師、栄養士、社会福祉士、保育士及び教諭の職務	33人	19.9%	主事	22人	50人	30.1%	主事職			
				栄養士	1人						
				保健師	2人						
				保育士	1人						
				社会福祉士	2人						
				技師	1人						
				教諭	4人						
計	33人										
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	17人	10.2%	主事	11人	17人					
				保健師	1人						
				保育士	3人						
				栄養士	1人						
				教諭	1人						
計	17人										
3級	主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	45人	27.1%	主査	45人	45人	27.1%	主査職			
				計	45人						
4級	副班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	27人	16.3%	副班長	1人	1人	0.6%	副班長職			
				主幹	26人				26人	15.7%	主幹職
				計	27人						
5級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	28人	16.9%	班長	18人	28人	16.9%	班長職			
				次長	2人						
				副参事	1人						
				室長	1人						
				保育所の所長	1人						
				水道事業所の副所長	1人						
				園長	2人						
				給食センターの所長	1人						
				公民館の館長	1人						
				計	28人						
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	13人	7.8%	課長	8人	16人	9.6%	課長職			
				危機管理監	1人						
				議会事務局の局長	1人						
				選挙管理委員会事務局の局長	1人						
				専門官	2人						
計	13人										
7級	重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	3人	1.8%	課長	1人	3人					
				教育次長	1人						
				水道事業所の所長	1人						
				計	3人						

※再任用職員を含む

単純労務職員の給与に関する規程 給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 技能技師の職務 2 技能主事の職務	0人	0.0%			1人	33.3%	主事職
				計	0人			
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能技師の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能主事の職務	1人	33.3%	技能主事	1人			
				計	1人			
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能技師の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能主事の職務	0人	0.0%					
				計	0人			
4級	1 技能主任の職務又はこれに相当する業務を行う職務	2人	66.7%	技能主任	2人	2人	66.7%	主任職
				計	2人			

※再任用職員を含む